

無人航空機保険(施設賠償責任保険)団体制度 【ご加入のご案内】

2015年12月10日に改正航空法が施行され、これまで法令上に規定のなかった無人航空機(ドローン)についても、新たに機体重量200g以上のものについて、法令上明確に規定されることとなりました。

改正航空法施行にあわせて、国土交通省からは「無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン」が2015年11月18日に発表されました。このガイドラインの中では、万が一に備えた「損害保険への加入」についても言及されています。

そこで当会では、JUIDA会員法人・個人事業主様を対象に「無人航空機の業務使用に際する所有、使用または管理に起因して、第三者に対する賠償責任を負ったときに備える団体保険制度」を立ち上げました。

本制度の内容につきご案内しますので、安心して無人航空機の利活用を行なっていただくためにも、ぜひこの機会に加入をご検討ください。

— 制度の特色 —

- 会員専用のご加入しやすい保険料水準になっています。
- 万が一の事故時に「操縦訓練再教育」を受ける費用も補償します。
- 団体契約のためお手続きは簡単です。

【保険期間】

◇2018年7月1日午後4時～2019年7月1日午後4時 まで 1年間

【お申込締切日】

◇2018年6月15日(金)までにお手続き・お振込みをお願いします。

※ その後も毎月1日から随時中途加入は可能ですのでお問い合わせください。

【ご加入手続方法】

裏面の「ご加入手続きについて」をご確認ください。



1. 無人航空機を取り巻く賠償リスク

無人航空機を取り巻く賠償リスクとしては、以下のようなものがあります。

操縦を誤って農薬を住宅地に散布してしまい、第三者に健康被害が生じてしまった。

コントロールが効かなくなり、第三者の民家に落下し、損壊させてしまった。

コントロールが効かなくなり、第三者に落下しケガを負わせてしまった。

強風で流された結果、鉄道線路・架線に接触し、鉄道に大幅な運休や遅延を生じさせてしまった。



空撮業務を行っていたところ、期せずしてプライバシーを侵害してしまった。

2. 国のガイドラインとJUIDA指針

★無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン(2015年11月18日付け国土交通省公表) 抜粋

3. 注意事項

無人航空機を安全に飛行させるためには、航空法を遵守することはもちろんですが、周囲の状況などに応じて、さらに安全への配慮が求められます。具体的には、以下の事項にも注意して飛行させましょう。

(3) 常日頃から

安全に留意して無人航空機を飛行させても、不測の事態等により人の身体や財産に損害を与えてしまう可能性があります。このような事態に備え、**保険に加入しておくことを推奨**します。

★無人航空機の安全に関する指針(2015年8月4日付けJUIDA制定) 抜粋

2. 特例指針

2-3 保険加入

A. 操縦者、および運用事業者は不測の事故に備えて、**人や物に対する賠償責任保険に加入しなければなりません。**

JUIDAでは、不測の事態に備えた保険加入について、国のガイドラインよりも厳しい「賠償責任保険に加入しなければならない」という基準を定めております。

無人航空機産業の健全な発展、および安心して無人航空機の利活用を行なっていただくため、不測の事態に備えた本保険制度への加入をご検討ください。

3. 制度の仕組み

◇保険契約者：一般社団法人 日本UAS産業振興協議会

◇加入対象者：協議会の会員法人・個人事業主

※退会された場合には、退会翌年度からは団体制度には加入できず一般契約に移行していただきます。

◇被保険者：ご加入者

◇保険金額：【プランA】1億円・【プランB】3億円・【プランC】5億円・【プランD】10億円からご選択いただけます。

◇自己負担額：なし

◇使用約款：賠償責任保険普通保険約款＋施設所有管理者特約条項

◇付帯特約：被害者対応費用担保追加条項・事故対応特別費用担保条項・人格権侵害担保追加条項・操縦訓練費用担保追加条項 等

4. 補償内容のご説明

基本補償

ドローンの業務使用に際する所有、使用、または管理に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金額：1億円／3億円／5億円／10億円（1名・1事故につき／身体・財物賠償共通）から選択いただけます。
自己負担額はありません。

被害者対応費用補償

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

支払限度額

被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の 場合	2万円
	対物臨時費用	-	2万円
保険期間中	1,000万円		

人格権侵害補償

保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因するプライバシーの侵害等について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額	被害者1名につき100万円
	1事故・保険期間中1,000万円

事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

支払限度額

保険期間中	1,000万円
-------	---------

操縦訓練費用保険金

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合において、この保険契約で保険金を支払うべき事故が生じた結果、被保険者（注1）が再発防止を目的として専門業者（注2）によって行われる操縦訓練（注3）を受けたときは、その操縦訓練費用（注4）をお支払いします。

- （注1）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、役員または従業員をいいます。
- （注2）協議会認定養成スクール等の操縦訓練を事業として行っている事業者をいいます。
- （注3）事故発生日から3か月以内に操縦訓練を申し込んだものに限りです。
- （注4）交通費、宿泊費等は含まず、1名分の受講費用にかぎりです。

支払限度額

保険期間中	10万円限度
-------	--------

5. ご加入パターンと保険料

所有、使用、管理されている機体数により以下のとおりとなります。（対象となる機体は、総重量200g以上150kg未満で、業務利用されるものです。）

※「所有、使用、管理されている機体数」とは、実際の航行有無に関わらず、会員が所有、使用、管理する全ての機体数を指します。

所有、使用、管理する機体のうち、一部の機体の航行リスクのみをお引受けすることはできません。

	1機あたり保険料		所有・使用・管理する機体数	=	合計保険料
プランA 保険金額(1名・1事故)1億円	3,360円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
プランB 保険金額(1名・1事故)3億円	4,800円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
プランC 保険金額(1名・1事故)5億円	5,640円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
プランD 保険金額(1名・1事故)10億円	7,440円	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>

※上記は「施設賠償責任保険」に関する保険料です。機体に関する補償をご希望の場合は、別途お問い合わせください。

【参考】加入時期別保険料表（一括払・1機あたり）

加入締め切り	補償期間	プラン			
		A (1名・1事故) 1億円	B (1名・1事故) 3億円	C (1名・1事故) 5億円	D (1名・1事故) 10億円
2018年6月15日(金)	2018/7/1～2019/7/1	3,360円	4,800円	5,640円	7,440円
2018年7月13日(金)	2018/8/1～2019/7/1	3,080円	4,400円	5,170円	6,820円
2018年8月15日(水)	2018/9/1～2019/7/1	2,800円	4,000円	4,700円	6,200円
2018年9月14日(金)	2018/10/1～2019/7/1	2,520円	3,600円	4,230円	5,580円
2018年10月15日(月)	2018/11/1～2019/7/1	2,240円	3,200円	3,760円	4,960円
2018年11月15日(木)	2018/12/1～2019/7/1	1,960円	2,800円	3,290円	4,340円
2018年12月14日(金)	2019/1/1～2019/7/1	1,680円	2,400円	2,820円	3,720円
2019年1月15日(火)	2019/2/1～2019/7/1	1,400円	2,000円	2,350円	3,100円
2019年2月15日(金)	2019/3/1～2019/7/1	1,120円	1,600円	1,880円	2,480円
2019年3月15日(金)	2019/4/1～2019/7/1	840円	1,200円	1,410円	1,860円
2019年4月15日(月)	2019/5/1～2019/7/1	560円	800円	940円	1,240円
2019年5月15日(水)	2019/6/1～2019/7/1	280円	400円	470円	620円

加入対象者が個人会員の場合、その個人会員が役員となる法人、またはその個人会員を従業員として雇用する法人は、本団体制度の対象外です。別途、JUIDA技能資格証明証保持者、JUIDA認定安全運航管理者向けの「JUIDA卒業生プラン」を用意しておりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 排水または排気によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 工事に起因する賠償責任
- 仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- 昇降機、自動車または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- アスベスト（石綿）に起因する賠償責任
- 汚染物質に起因する賠償責任
- 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人など

7. ご確認いただきたいこと

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる機体数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの加入時点での所有、使用、管理する機体数等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる加入時点での機体数等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要する場合があります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

□指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご加入手続きについて



STEP 1 加入依頼書の送付

6月15日までに加入依頼書の送付をお願いします。

「加入依頼書兼申告書」に必要事項を記入し、以下までFAXあるいはメールにてご送付ください。

FAX番号 : 03-5844-6755 (担当:日本UAS産業振興協議会 事務局 藤原)

メールアドレス : hoken01@uas-japan.org



STEP 2 保険料とお振込先のご案内

保険料とお振込先をご案内します。

当方よりご担当者様に加入可否のご連絡と保険料の振込先をご連絡します。
(加入依頼書をいただいてから2営業日程度を目処にご連絡します。)



STEP 3 保険料のお振込と加入依頼書原本のご送付

6月20日までに保険料のお振込と加入依頼書原本の送付をお願いします。

保険料のお振込と加入依頼書原本の到着が確認できましたら、順次「加入者証」を送付します。

※加入者証は、保険始期(毎月1日)月の中旬頃の送付となります。

※7月1日始期分の加入者証の送付は、2018年7月中旬頃を予定しております。

※会員ご自身で本パンフレットをお読みいただき、保険の内容を十分理解いただいたうえでご加入ください。
※加入依頼書の記載に誤りがある場合やお振込が遅れた場合には、保険責任が開始しないことがありますので十分にご注意ください。

【お問い合わせ先(幹事代理店)】

有限会社 IQI

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-32 赤坂ビル4階

TEL.03-3588-8821

FAX.03-3588-8831 担当:安部川、田中

受付時間 平日午前9時~午後5時

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
南東京支店 日本橋第二支社

〒104-0045 東京都中央区築地3-4-2

TEL.03-5565-2072

FAX.03-5565-2062

受付時間 平日午前9時~午後5時

SJNK18-01990